

別記

変 更 後				変 更 前			
地方独立行政法人岐阜県総合医療センターに係る第2期中期計画				地方独立行政法人岐阜県総合医療センターに係る第2期中期計画			
1から7まで (略)				1から7まで (略)			
8 料金に関する事項 岐阜県総合医療センターの使用料及び手数料は次に定めるところにより徴収する。				8 料金に関する事項 岐阜県総合医療センターの使用料及び手数料は次に定めるところにより徴収する。			
8-1 使用料の額				8-1 使用料の額			
(1) 及び (2) (略)				(1) 及び (2) (略)			
(3) 療養又は医療の提供が消費税及び地方消費税の課税の対象となる場合の使用料の額は、前2項の規定にかかわらず、算定額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額とする。この場合において、使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、10円未満を四捨五入する。				(3) 療養又は医療の提供が消費税及び地方消費税の課税の対象となる場合の使用料の額は、前2項の規定にかかわらず、算定額に100分の108を乗じて得た額とする。この場合において、使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、10円未満を四捨五入する。			
(4) (略)				(4) (略)			
8-2 手数料の名称、額等				8-2 手数料の名称、額等			
(1) 手数料の名称、額等は、次の表のとおりとする。この場合において、手数料の額に10円未満の端数が生じたときは、10円未満を四捨五入する。				(1) 手数料の名称、額等は、次の表のとおりとする。			
事務の内容	手数料の名称	単位	額 (円)	事務の内容	手数料の名称	単位	額 (円)
1 生命保険診断書、自動車損害賠償保険診断書、恩給診断書、年金診断書若しくは訴訟関係診断書又はこれらに関する診療費明細書の交付	岐阜県総合医療センター生命保険診断書等交付手数料	1通につき	生命保険診断書、自動車損害賠償保険診断書又はこれらに関する診療費明細書に係るものにあつては <u>3,570円</u> に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額、恩給診断書、年金診断書、訴訟関係診断書又はこれらに関する診療費明細書に係るものにあつては <u>3,240円</u> に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額	1 生命保険診断書、自動車損害賠償保険診断書、恩給診断書、年金診断書若しくは訴訟関係診断書又はこれらに関する診療費明細書の交付	岐阜県総合医療センター生命保険診断書等交付手数料	1通につき	生命保険診断書、自動車損害賠償保険診断書又はこれらに関する診療費明細書に係るものにあつては <u>3,860円</u> <u>、</u> 恩給診断書、年金診断書、訴訟関係診断書又はこれらに関する診療費明細書に係るものにあつては <u>3,500円</u>
2 死亡診断書(死体検案書)、死産証書(死胎検案書)又は普通診療費明細書の交付	岐阜県総合医療センター死亡診断書等交付手数料	1通につき	<u>2,200円</u> に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額	2 死亡診断書(死体検案書)、死産証書(死胎検案書)又は普通診療費明細書の交付	岐阜県総合医療センター死亡診断書等交付手数料	1通につき	<u>2,380円</u>
3 普通診断書又は	岐阜県総合医療セ	1通につき	<u>1,500円</u> に消費税及び	3 普通診断書又は	岐阜県総合医療セ	1通につき	<u>1,620円</u>

変 更 後				変 更 前			
証明書の交付	ンター普通診断書 等交付手数料		地方消費税に相当する額を加 算して得た額	証明書の交付	ンター普通診断書 等交付手数料		
4 再発行診察券の 交付	岐阜県総合医療セ ンター再発行診察 券交付手数料	1 通につき	<u>240円に消費税及び地方 消費税に相当する額を加算し て得た額</u>	4 再発行診察券の 交付	岐阜県総合医療セ ンター再発行診察 券交付手数料	1 通につき	<u>260円</u>
(2) (略)				(2) (略)			
8-3から8-6まで (略)				8-3から8-6まで (略)			
9 (略)				9 (略)			